

	<h2>16. 介護章</h2>	★ 考査員認定	
---	------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 各種障がい(老齢による機能障がいを含む)について正しい基礎知識を持ち、簡単に説明すること。	口述または記述	・ 視覚・聴覚を除き、2種類以上の障害について説明すること。
(2) 次にあげる援助を正しく行えること。 ア 車椅子利用者を段差・階段等において安全に導き、バスやタクシーの乗降を補助する。 イ 白杖利用者のサインを知り、道路・駅・店等において安全に誘導する。 ウ 聴覚障がい者に、30分以上の会合の内容を正しく伝達する。 エ 要介護者の食事について、適切な援助ができる。 オ 要介護者の身体をきれいにし、身じまいよくすることができる。	実演・一部口述	ア 車椅子の使い方と安全の確保について理解できていること。段差または階段を使って車椅子の正しい扱いができること。 イ それぞれの場所における注意点を理解していること。また、道路・駅で正しく誘導できること。 ウ 手話・口語・筆談のいずれでもよいが、諸輪が望ましい。 エ 注意すべき点が理解できていること。 オ 注意すべき点が理解できていること。
(3) 障がい児(者)等介助を必要とする人とキャンプ・ハイキングなどを共にする場合に必要な援助について述べること。	口述または記述	・ 2種類以上の障がいについて介護方法を述べること。特に道路を歩く時とテント張りの時の注意事項。
(4) 障がい児(者)、高齢者への奉仕活動、または交流に参加し、そのときの状況、話題、感想などを隊長に報告すること。	報告書の提出	・ なぜ交流が必要なのか、具体的によく考えさせること。
(5) 介護・介助を必要とする人と共に生きる社会を作っていくために、自分がなし得ることについて考えをまとめ提出すること。	記述	・ 抽象的記述ではなく具体的記述であること。